

平成 25 年 6 月 11 日

内閣官房新型インフルエンザ等対策室 御中

新型インフルエンザ等対策ガイドライン(案)に対する意見

1. 名 称：一般社団法人 情報サービス産業協会 田原幸朗(事務局)
2. 住 所：〒100-0028 東京都中央区八重洲 2-8-1 日東紡ビル 9 階
3. 会社名：一般社団法人 情報サービス産業協会
4. 連絡先：電話:03-6214-1121
5. 意 見：

新型インフルエンザ等対策ガイドラインのうち、予防接種ガイドラインの p.114 (別添)「特定接種の対象となり得る業種・職務について (1)特定接種の登録対象者」の「B 国民生活・国民経済安定分野」の表に情報サービス業および情報通信機械製造業を下記の通り追加いただきたい。

(1) [業種] 情報サービス業

[類型] B-3

[業種小分類] 情報処理提供サービス業

[社会的役割] 新型インフルエンザ等発生時に、医療分野、国民生活・国民経済安定分野の事業を維持するために必要な情報システムの保守・運用

[担当官庁] 経済産業省

(2) [業種] 情報通信機械器具製造業

[類型] B-3

[業種小分類] 通信機械器具製造業、電子計算機製造業

[社会的役割] 新型インフルエンザ等発生時に、医療分野、国民生活・国民経済安定分野の事業を維持するために必要な情報システム機器の保守

[担当官庁] 経済産業省

(3) 理由：

情報システムはあらゆる産業及び社会の基盤をなすとともに、国民生活を支える極めて重要なインフラであり、今日、情報システムの支援なくして社会活動を行うことは非現実的です。しかし、予防接種に関するガイドライン p.114 以降の別添には情報システム産業（情報サービス業および情報通信機械器具製造業）が明示的に記述されておりません。現実に鑑み、情報サービス業および情報通信機械器具製造業が指定公共機関同類型となっていることを明確にしておくべきと考えます。

以上